

加古川市民さわやか賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化、スポーツ、ものづくり及びその他の分野においてめざましい活躍をし、市民に希望と活力を与えている個人又は団体に対して、今後の一層の活躍を期待して、加古川市民さわやか賞を授与するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当した個人又は団体を表彰する。

- (1) 学術、芸術その他文化活動においてめざましい活躍をし、将来を期待されている個人又は団体
- (2) スポーツ競技において優秀な成績を収め、将来を期待されている個人又は団体
- (3) 高度な技術又は技能を要するものづくり活動においてめざましい活躍をし、将来を期待されている個人又は団体
- (4) 学術、芸術、スポーツ等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な個人又は団体
- (5) 前各号のほか、その功績が特に顕著であり、加古川市の名を高め、表彰に値すると認められる個人又は団体

(表彰)

第3条 表彰は、さわやか賞盾及び記念品を授与して行う。

2 表彰は、市長が適当と認めた日に行う。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。